子育てサポートブック掲載広告募集要領

令和８年度版子育てサポートブック（以下「冊子」という。）に広告を掲載していただける事業者等を募集します。

広告掲載を希望する場合は、必ず「秦野市広告掲載の募集及び広告媒体の受入れに関する要綱」（以下「要綱」という。）及び「秦野市広告掲載に関する基準」（以下「基準」という。）を御確認ください。

※「要綱」及び「基準」は、市ホームページで閲覧可能です。

１　広告媒体について

(1)　冊子規格　　Ａ５版・カラー刷り・約７０ページ

(2)　主な掲載内容

ア　市が実施する妊娠・出産から小学校就学までの一連の子育て支援施策

イ　市立や民間保育施設・教育施設の案内

ウ　地域や民間の子育て支援活動の紹介

エ　市内の公園、病院、公共施設等を表記した簡易マップ

(3)　発行部数　　４，０００部

(4)　配布期間　　令和８年４月上旬～令和９年３月下旬（１年間）

(5)　配布対象　　妊娠が判明した方、０～５歳の子どもがいる転入世帯その

他の希望者

(6)　配布場所

ア　こども家庭支援課（保健福祉センター１階）

イ　戸籍住民課（本庁舎１階）

ウ　こども政策課（本庁舎１階）

２　広告について

(1)　掲載場所　　本文の途中ページ又は表紙の裏、裏表紙、最終頁等

(2)　大きさ（１枠当り）

ア　横１１．４㎝×縦３．６４㎝（８枠）

イ　横　５．６㎝×縦６．２　㎝（２２枠）

※１ページ全面を使用する場合は６枠分、見開き１ページ（２ページ全面）を使用する場合は１１枠分とします。

(3)　枠数　　　　　３０枠

(4)　印刷色　　　　カラー刷り

(5)　掲載料　　　　１枠当たり６，０００円

(6)　掲載の基準　　要綱第３条及び基準を御参照ください。

(7)　掲載イメージ　別添の資料を御参照ください。

(8)　入稿形態　　　文字をアウトライン化した完全データで提出

※原稿内容の事前審査（必須）を経て、出力見本を添え入稿してください。

(9)　入稿時期　　概ね令和８年１月中旬を予定（日程詳細は別途市が指定）

３　申込方法及び決定方法について

(1)　申込書類

ア　広告掲載申込書（要綱第１号様式）

イ　広告案

ウ　納税証明書（市外の事業者の場合のみ。※非課税の事業者を除く。）

(2)　申込期間　　令和７年１０月１日（水）～１１月１４日（金）

※下記の申込先へ郵送、ファックス、メール又は持参してください。

持参の場合は、平日の午前８時３０分から午後５時までにお願いします。

(3)　決定方法　要綱第６条及び第７条を御参照ください。

※申込み先着順に掲載決定することとし、申込数が募集枠数を超えた場合は、以下の優先順位により決定します。

ア　市内の事業者

イ　広告の内容

※掲載位置については、市が決定します。

４　広告掲載料について

(1)　納付方法

別途、市が納付期限を設定し、納付書を交付しますので、秦野市指定金融機関窓口で納付してください。

(2)　還付について

要綱第１５条の規定により、既に納付済の広告掲載料は還付しません。

広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載できなくなった場合は還付します。

５　申込み・問合せ先

こども健康部こども政策課こども政策担当

〒257-8501　秦野市桜町一丁目３番２号

電　話：0463-86-3460（直通）　　ﾌｧｯｸｽ ：0463-82-5197（直通）

Ｅメール：kosodate@city.hadano.kanagawa.jp

第１号様式（第５条関係）

広告掲載申込書

年　　月　　日

（宛先）

秦野市長

　　　　　　　　　申込者　所在地

　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

　　　　　　　　　　　　　担当者部署・氏名

　　　　　　　　　　　　　電話番号

ＦＡＸ

Ｅメール

　次のとおり広告の掲載を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 広告媒体名 |  |
| 申込枠数 |  |
| 希望掲載期間 | 年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日 |
| 希望購入金額 | ※最低価格を設定して募集している場合に記入してください。 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 業種 |  |
| ＵＲＬ |  |
| 広告内容 | ※広告案を添付してください。 |
| 申出・同意事項 | １　申出事項(1)　秦野市広告掲載の募集及び広告媒体の受入れに関する要綱並びに秦野市広告掲載に関する基準（平成２５年２月１日施行）を遵守します。(2)　秦野市暴力団排除条例（平成２３年秦野市条例第１８号）第２条第３号から第５号までに定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しません。また、神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号）第２３条第１項又は第２項の規定に違反していません。(3)　秦野市に納付すべき市税、使用料等を滞納していません。２　同意事項(1)　秦野市広告掲載に関する基準第３項第２号に基づき、秦野市暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等との密接な関係の有無について、調査することに同意します。(2)　秦野市広告掲載に関する基準第３項第６号に基づき、本市に納付すべき市税、使用料等の納付状況について、調査することに同意します。 |